

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月5日(火)午前9時 30 分から午前 11 時 34 分

2. 開催場所 役場2階 第6会議室

3. 出席委員(12 人)

会長	1番 宮島 勇
会長職務代理者	2番 野澤 典生
農業委員	3番 青木 博子
	4番 飯澤 誠
	5番 小野 耕一
	6番 上島 栄子
	7番 赤羽 秀介
推進委員	春日 昭利
	立澤 富朗
	大井田 亨
	小松 英幸
	有賀 則幸

4. 欠席委員

根橋 俊夫
瀬戸 真一

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について
＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 (1)農地法第 18 条第6項の規定による届出

(2)農地嵩上げ申請

(3)農地改良届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	役場産業振興課長 岡田 圭助
事務局次長	役場産業振興課補佐兼農政係長 山田 隆
	役場産業振興課農政係 中澤 貴子

8. 会議の概要

<岡田事務局長>

皆さんおはようございます。

定刻より若干早いですが、皆さんお集まりですので、これから開始したいと思います。
本日根橋推進委員さん、そしてまた瀬戸推進委員さんが、欠席の届けが出てますので、よろしくお願いします。

また昨日も羽北地区の地域計画大勢の皆さんにもご出席いただきましてありがとうございます。
いました。

今日最終の第1回目の説明ということで、そちらの方もぜひよろしくお願いいたします。
す。それでは、次第に基づきまして進行させていただきますが、最初に開会を野澤代理をお願いします。

(開会)

<野澤会長職務代理>

おはようございます。

啓蟄ということでいよいよ春めいてきて福寿草、ふきのとうもいろいろ出てきてこれから農業の方も忙しくなります。また地域計画も連日ご苦労様です。これから本年度最後の農業委員会を開催いたします。よろしくお願いします

(会長あいさつ)

<宮島会長>

どうもおはようございます。いよいよ地区懇談会も4回実施されて、今日が最後の5回目の朝日地区ということでやります。

委員の方で各会議に出席された方は本当にご苦労様でした。いろいろな会議に出るといろんな情報が入ってくると思います。

あの中で特に人農地プランと今の地域計画の違いのようなものの質問、それでその進捗度はどうだっという質問。それで、地域計画の方でも、これからやってくときにある程度の進捗を報告していかないといけなければ、進んでいかないかなというような感じも受けました。いろいろな意見が出て納得するような意見もみんなありますけども、そんなことしなでいいとか、そのまんまでいいというような意見も当然出ると思いましたが、案の定出てました。

そんなようなことでこれからやるのは大変だと思いますけど、ぜひみんなのご協力と団結力で何とかやっていきたいと思しますので、今後もよろしく願いしたいと思します。

(議事録署名委員の指名)

<宮島会長>

7番の赤羽委員さんと3番の青木委員さん、よろしくお願いします。

(議事)

<宮島会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしくお願いします。

【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番～9番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1ページをご覧ください。

大字伊那富……番地〇〇〇〇〇……号にお住まいの〇〇〇〇さんと、

神奈川県横浜市港北区大倉山・丁目…番・……号にお住まいの〇〇〇〇さんが
共同で所有いたします、

大字平出……番・、地目は田、面積866㎡と、

大字平出……番、地目は田、面積1448㎡を、

箕輪町大字東箕輪……番地1にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんと〇〇さんは相続にて取得しましたが、耕作の予定はなく、譲受人の〇〇さんが取得し、耕作されるとのことです。〇〇さんは町外にお住まいですが、営農計画に沿った農業経営を行うということで、申請を受け付けました。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず

許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

2月の2日ですね、青木さんと〇〇〇〇〇の担当の〇〇様と現地確認をして参りました。

今お話がありましたように、娘さんが相続しているんですが、もう管理できない、耕作できないということでおりました。そこで〇〇〇〇〇の方がご購入されることになりました。今、管理はしていないので、耕作はしていませんが自己保全をやっているようですので、継続的な耕作はできると思います。

境界もはっきりしますので、問題はないかと思います。

よろしくお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2ページをご覧ください。

安曇野市穂高柏原……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字北畑……番・、地目は畑、面積796㎡を、

諏訪市大字四賀……番地・ハイツ〇〇〇にお住まいの〇〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは相続にて取得しましたが、町外にお住まいで耕作の予定はなく、このたび譲受人の〇〇さんが空き家と共に取得されるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<赤羽委員>

2月の14日に根橋さんと業者の〇〇〇〇〇の担当と立ち合いを行いました。

〇〇さんは空き家バンクを利用して取得した住宅と、畑が役7アールほどありますけれども、それと一緒に取得したと思われます。

ちょっとした家庭菜園的なものはなかなか難しくて、〇〇さん自身も看護師をやっているようで、耕作する非常に大変だということで、今村の営農組合にお願いをして耕作していただくように依頼をしておきました。

特に問題はないかと思いますのでよろしくお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は3ページをご覧ください。

箕輪町大字中箕輪……番地……にお住まいの〇〇〇さんが所有いたします、

大字伊那富字北畑……番・、地目は畑、面積136㎡を、

大字伊那富……番地……にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは相続にて取得しましたが、町外にお住まいで耕作の予定はなく、このたび譲受人の〇〇さんが取得されとのことでした。

今回の申請については、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者の〇〇〇〇さんは駐車場にする目的で申請地を取得し、5条の許可を受けましたが、都合により申請地は不要となり、事業の計画は断念しておりました。今回は承継者である〇〇〇〇さんが申請地を取得し、農地として利用したい計画であります。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、赤羽委員、根橋推進委員から意見書をいただいております。

<赤羽委員>

2月の16日に根橋さんと〇〇〇〇〇と立ち合いを行いました。従来から〇〇さんが耕作しているような土地でありまして特に問題はないかと思います。よろしくお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

4番と5番は譲受人が同じなので、合わせて説明いたします。

所有権の移転でございます。地図は4ページをご覧ください。

諏訪市湖岸通り・丁目・―・―・〇〇〇〇〇号にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字澤底字^{やしきぞえ}屋敷添^{やしきぞえ}…番・、地目は田、面積724㎡と、

大字澤底字^{やしきぞえ}屋敷添^{やしきぞえ}…番・、地目は畑、面積236㎡、

および、大字平出…番地・にお住まいの〇〇〇さんが所有いたします、

大字澤底…番・、地目は田、面積208㎡を、

愛知県^{おわりあさひ}尾張旭市^{しろまえちょう}城前町・丁目・番地・号にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは相続にて取得しましたが、県外にお住まいで耕作の予定はなく、このたび譲受人の〇〇さんが空き家と共に取得されとのことでした。また、譲渡人の〇〇さんは〇〇さんと親族関係であり、高齢のため耕作できないことから今回共に売却することになりました。

譲受人の〇〇さんは、しばらくの間は愛知県から通われるとのことですが、ゆくゆくはこちらに移住されとのことですので、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<青木委員>

2月の14日の日に、〇〇〇〇君と私と有賀さんと3名で、立会いに行ってきました。
この方は名古屋に今現在お住まいなんですが、友達が川島の方、川島か小野だったかごめんなさいっていう、もう移住されてて、どこか良いとこないかねっていう相談があってこちらの方御紹介されたということです。

先ほど案内にもありました、お話にもありましたけれども、まだ子供さんが学校へ行っていて、時々こちらの方に通ってみ見えるということです。

息子さんのお1人がちょっと農業に関心があって、一緒にこちらで農業をやりながらという、いずれはというこちらに住みたいという方ですので、大丈夫だと思いますので、よろしくをお願いします。

<宮島会長>

まずは4番ですが、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<宮島会長>

続いて5番ですが、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は5ページをご覧ください。

長野市吉田・丁目・番・番・号にお住まいの〇〇〇さんが所有いたします、

大字小野字仏沢……番、地目は畑、面積253㎡と、

大字小野字仏沢……番、地目は田、面積1034㎡と、

大字小野字善内畑……番・、地目は畑、面積543㎡と、

大字小野字善内畑……番・、地目は田、面積1252㎡と、

大字小野字善内畑……番・、地目は畑、面積23㎡と、

大字小野字善内畑……番・、地目は畑、面積214㎡と、

大字小野字善内畑……番・、地目は畑、面積1140㎡、計7筆、4459㎡を、

大字小野……番地にお住まいの〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは相続にて取得しましたが、町外にお住まいで耕作の予定はなく、以前、〇〇さんの空き家を取得した〇〇さんが申請地を取得されるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保

に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、小野委員、春日推進委員から意見書をいただいております。

<小野委員>

はい2月19日に春日井委員と〇〇さんそれから代理人の〇〇〇〇さんと現地を確認して参りました。この地区は藤沢地区で先ほど補佐言っておられた通りに〇〇さんは既に令和3年5月に農地つき空き家でその地図を見て頂くとわかるように自作地というのを取得しております。

今回所有権移転の手続きが整ったということで、7筆の追加申請をするものでございます。

現地の農地、畑については若干荒れていますが、山裾の土地については、この〇〇さん、キッチンカーでわらびもちとかドリンクを販売してる方なもんですから、将来的にはワラビを作って採取していきたい。田んぼについては、現在も自己保全管理されていて、将来的には稲作をしたいということでありました。

境についても問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

7番、所有権の移転でございます。地図は6ページをご覧ください。

次の農地の名義は亡〇〇〇〇相続財産となっており、長野家庭裁判所伊那支部にてその相続財産管理人が選任されておりますので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。

伊那市下新田^{しもしんでん}……番地・にお住まいの弁護士 〇〇〇〇さんが相続財産管理人となっております、

大字平出……番・、地目は畑、面積694㎡を、

大字平出……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲受人の〇〇さんは〇〇寺の住職をされており、申請地に隣接する農地を所有され耕作されています。

保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度

の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

2月の18日ですね、青木さんと担当の〇〇さんと現地確認を行いました。

譲受人の住職さん高齢でもありますが、お子さんが同居してまして、やる気があるという事で、考えたようです。

多少は荒れてはいますが、先ほど言いましたように、息子さんがやる気になってますのでこれからの継続的な耕作は可能かと思ひまして、判断してまいりました。よろしくお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

8番、所有権の移転でございます。地図は戻りまして1ページをご覧ください。

大字平出……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字平出……番、地目は田、面積975㎡を、

大字赤羽7…番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが取得するものです。

譲渡人の〇〇さんは高齢で耕作することができず、このたび譲受人の〇〇さんが取得されるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能であります。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<青木委員>

お願いします。

2月18日、〇〇さんとして私達2人が現地確認をいたしました。

条件的にはそんなにちょっとこれは、いずれはこういう案件が多くなってくるのかなと思っておりますが、窓口に提出していただいたときに、中沢さんにもしっかり言っていたいて、この方の〇〇不動産の方で、いずれみたいな感覚はあるんですが耕作とか機械そのものはお持ちなので、本当にやってくれる気があればやってくださると思うんですが、これからそういった点では、ちょっと見守っていきたい案件かなとは思っておりますのでご審議よろしくをお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

9番、所有権の移転でございます。地図は7ページをご覧ください。

大字赤羽・番地・にお住まいの〇〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字赤羽・・・番・、地目は畑、面積518㎡と、

大字赤羽・・・番・、地目は畑、面積298㎡と、

大字赤羽・・・番・、地目は畑、面積883㎡、計3筆、1699㎡を、

大字赤羽・番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが譲り受けるものです。

譲渡人と譲受人は親子であり、生前贈与されるということです。

譲受人の保有している農業機械、労働力等を見ても効率的な利用が可能です。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。

この件につきましては、宮島会長、瀬戸推進委員から意見書をいただいております。

<宮島会長>

それでは私の方で報告します。2月の17日に司法書士の方と瀬戸さんと私と3人で立ち合いました。

この土地につきましては、地図の通りに、三つに3筆にわかれていまして、・・・と・・・ってというのは、それぞれ他の人に貸していたようです。・・・はいつも空いてて、なか

なか広くていい土地だにもってないっていうようなこと、いつも農地パトロールのときに見てました。

息子さん帰ってきて、ここを全部返してもらって、ネギを作りたいというようなことを言っていました。

ということで荒れ地っていうか、放棄地にしないで、ちゃんと使ってもらえるってことでありがたいなというようなことで、思いました。

そういうことで結果的には良い方向に向かった土地だっていうことに判断してます。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1番から3番朗読】

<山田事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

地図は戻りまして1ページを、配置図は8～10ページをご覧ください。

大字伊那富……番地〇〇〇〇〇…号にお住まいの〇〇〇〇さんと、

神奈川県横浜市港北区大倉山・丁目…番・……号にお住まいの〇〇〇〇さんが共同で所有いたします、

大字平出……番、地目は田、面積733㎡と、

大字平出……番・、地目は田、面積761㎡と

大字平出……番・、地目は田、面積447㎡、計3筆、1941㎡を、

箕輪町大字東箕輪…番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが取得し、宅地分譲地とするための申請でございます。

譲受人の〇〇さんは、宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、環境も良く利便性の良い申請地を取得し、……番には2区画、……番・には3区画、……番・には1区画の宅地分譲地を新設したい計画であります。

……番は第2種低層住居専用地域の用途地域内、……番・、……番・は第1種住居地域の用途地域内でありますので、いずれも農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<有賀推進委員>

2月の2日ですか、〇〇〇〇の〇〇さんと青木さんとの3名で確認して参りました。先ほど話がありましたように、娘さんが相続したんですが、もうこちらに帰ってこないということで処分に困っていたところであります。若干境がはっきりしないところもありますが、これから測量を測量しまして、境界をはっきりしてからの宅地の整備に入るということであります。

他の田んぼにつきましては、境界等がはっきりしております。

よろしくお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は11ページを、配置図は12ページをご覧ください。

この農地の名義は亡〇〇〇〇相続財産となっており、長野家庭裁判所伊那支部にてその相続財産管理人が選任されておりますので、相続財産管理人からの申請を受け付けました。

伊那市下新田……番地・にお住まいの弁護士 〇〇〇〇さんが相続財産管理人となっております、

大字平出……番・、地目は田、面積589㎡を、

箕輪町大字中箕輪……番地・に所在する、株式会社ミ〇〇〇〇〇……が取得し、宅地分譲地とするための申請でございます。

譲受人の〇〇〇〇〇……は、宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、環境も良く利便性の良い申請地を取得し、隣接する宅地部分と合わせて4区画の宅地分譲地を新設したい計画であります。

申請地は第1種中高層住居専用地域の用途地域内ですので、いずれも農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。

<青木委員>

2月18日の日に〇〇〇〇〇……の担当の方有賀さん私の3人で現地確認をして参り

ました。

この道路沿いの方にかなりちょっと高めなコンクリが打ってありまして、そこを全部許可が出た後で、ここを取り除いて、出入り口を広くして、先ほどのお話のような、かたちで3件の分譲用地をと言うことでお話があり、現地確認して参りましたが、問題ないかともありますのでよろしくお願いします。

<宮島会長>

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。

<飯澤委員>

今青木さんの話の中であったとおもんですけど、接道はどういうふうになっているんでしょうか。

<青木委員>

これね、全部もうなくなって全て弁護人に渡ってる土地なんですけど、これ全部同じ方の所有地なんですよ。

<飯澤委員>

わかりました。

はい。

<宮島会長>

他に、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

<山田事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。地図は13ページを、配置図は14ページをご覧ください。

大字平出……番地にお住まいの〇〇〇〇さんが所有いたします、

大字平出……番…、地目は田、面積490㎡を、

大字辰野……番地・にお住まいの〇〇〇〇さんが取得し、住宅を新築するための申請であります。

譲渡人の〇〇さんは体調が悪く耕作ができず、農地の有効活用を考えていたところ、親戚である

譲受人の〇〇さんが将来を考え住宅を新築したいということで、今回の申請となりました。

申請地は上下水道が埋設された道路の沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共

公益的施設、東小学校及び平出保育園がありますので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、青木委員、有賀推進委員から意見書をいただいております。
＜有賀推進委員＞

2月の18日ですね。

行政書士の〇〇さんと、青木さんの3名で確認してきました。

今話しがありましたように、〇〇さんご高齢でもあり体調が悪く、耕作ができないということであって、どうにかしたいと考えておりました。

甥のお子さんがですね、住宅を建てたいということでもって土地を探していたということでこの土地を譲ることになった。境界もはっきりしてますし、資金計画もきちんとしていましたので問題ないと思います。

よろしくお願いします。

＜宮島会長＞

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

＜山田事務局次長＞

利用権の設定であります。計13件、26筆、面積は22,759㎡、詳細は議案書の8ページの通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

＜宮島会長＞

この件につきまして、ご意見・質問等がありましたらお願いします。ないようですので、承認される方は、挙手をお願いいたします。(全員挙手)ありがとうございました。

【報告事項】

＜山田事務局次長＞

それでは報告事項です。

(1)農地法第18条第6項の規定による届出について、合意解約計2件、議案書の9ページの通りであります。添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

(2)農地の嵩上げ申請でございます。詳細は議案書9ページの通りであります。

添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

(3)農地の改良届でございます。こちらは、農地の埋め立てをして、農地の排水機能や土質を改善するため、上質の土を入れて改良したり、形質変更をする等の際に届け出ていただくものであります。詳細は議案書9ページの通りであります。

添付書類含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

その他

○農業委員会活動記録簿の提出について(山田事務局次長)

→総会終了後に前月分の活動記録簿提出を提出していただく。

○農業者年金ニュースNo.11配布について

○農地相談会報告について

→3件の相談あり。別紙のとおり。

○令和6年度農地相談会の日程について

→別紙日程表により実施。都合の悪い場合は委員同士で調整を。

○地域計画策定について

→第1回目の懇談会本日最終日。出席をお願い

○遊休農地発生・解消対策(ソルガム栽培活動)について

→3月中に調理実習を実施。

○今後の予定(岡田事務局長)

次第裏面参照

○次回委員会総会開催日:4月2日(火)9時30分 役場第6会議室

(閉会)

<野澤職務代理>

今日は皆さんいろいろちょっと盛りだくさんになってしまっていてちょっと大変ご苦労さまでした。

農繁期に入りますけども、でも事故のないように。それもここでこんなお話をさせていただきましたが、私の身近にも何人が怪我しておりますので、くれぐれも事故のないようにお願いして、閉会の言葉とします。

お疲れ様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

令和 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印